

(農産物検査の受付の条件)

第13条 本組合は、次の掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、1キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む）の品位等検査を受ける場合

二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合

2 「農産物検査に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知) Iの第2の1の(2)に規定する産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。

(水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米)

道府県	品種
鹿児島県	なつほのか、あきのそら、とよめき

(水稲もちもみ及び水稲もち玄米)

道府県	品種
鹿児島県	さつま絹もち、峰の雪もち

(普通大粒大麦)

道府県	品種
鹿児島県	はるか二条

(普通小麦)

道府県	品種
鹿児島県	せときらら